

新年のご挨拶



岡山県神社庁 庁長
藤山 知之進



令和五年、癸卯の歳の新春を迎え、まずもって御皇室の益々の弥栄と、県内各神社の御社頭のご隆昌、そして神職各位、氏子の皆様のご健勝、ご多幸を心よりお祈り申し上げます。

令和二年の二月頃から中国武漢に端を発した新型コロナウイルス感染症は、世界中を震撼させました。人の行き来がなくなり、町から人の姿が消え、商店や観光地はひっそりと静まりかえる日が続きました。収まりかけたかと思うとその変異株が現れ、感染者は再び増加する。その繰り返しで、昨年夏以降もオミクロン株といわれる変異株が流行し、各地の秋祭りの神賑行事が縮小されたり中止されたりしました。丸三年間にわたる行事の中止は、今後の神社行事遂行に悪影響を及ぼすことが懸念されますが、今年こそは賑やかな秋

祭りが開催されるよう期待いたします。

そのような中で岡山県神社庁は昨年、神社関係者大会を六十回の記念大会として催すはずでした。毎年四月下旬に行われる大会は昨年の計画段階でコロナ第六波の渦中であることが予想され、協議の結果大会の中止が決断されました。また、大会は中止でも表彰だけは行うこと、来年（令和五年）の大会を六十回の記念大会として行うこと、併せて物故者慰霊祭も斎行することが決定されました。

この挨拶を書くに当たって「六十回という節目の大会になるけれど、初回はいつでどのような大会だったのだろう」という興味がわいてきました。これを調べるのにつとめ取り早いのは『庁報』をたどっていくことです。以前教化委員会にいたころ庁

報の収集を手がけたことがあり、そのときのファイルを取り出してみました。昭和三十七～八年のことだろうと繰ってみると、昭和三十四年十一月三十日発行の第二十八号の記事がありました。そこには「昭和三十四年度定例神社関係者大会を九月二十五日午前十時半より岡山市天満屋葦川会館に於て、神職・神社総代五百数十名出席、来賓として知事代理（林文学事課長）、松本要の両氏参列し、左記の通り盛会に挙行了した。」とありました。当時の庁長は藤井孝氏ですが、庁長の「挨拶」の中に「初めて執り行う」等の文言はありません。むしろ大会名称に「定例」とあるので、それ以前にもあったのかと庁報を繰ってみても開催はどうかと

が初めてのようでした。でもここを起点とすると令和四年は六十回を超えそうです。（これはえらいことです！）改めて庁報を丹念にめぐって関係者大会の記事をさがすことになりました。昨年発刊された最新の庁報は百三十三号、それまでの昭和三十年代から五十年代に十二号分の欠損があり完璧ではないのですが、第十六回大会が昭和五十四年の庁報五十号に前年の行事で回数と共に記

載され、そこから令和四年までを数えると丁度六十年でした。昭和三十四年を初回とすると昭和五十二年迄の十八年間に十五回の関係者大会が催されたこととなります。おそらく大会を催さなかった年が四回あったのでしよう。（十五回以前は大会の記事はあっても回数が書かれておらず庁報の欠損もあって非開催年が特定できません。）

ともかく十六回以降は規則正しく回数を重ねており「六十回」記念大会は間違いのないでしょう。物故者慰霊祭と講演会、式典を執り行う予定ですが、更なるサプライズを用意すべく、奔走しておりますのでご期待ください。さて、もう一つ。皆様にご心配をおかけしております神社本庁人事についてです。昨年五月に行われた神社本庁評議員会で決まらなかった「総長」について、様々な憶測や噂を耳にするかと思えます。週刊誌などの一般報道、『神社新報』や『若木』などで知ることになるかと思えますが、概要を次のページでお知らせいたします。皆様には今少し静観していただきますようお願い申し上げます。

神社本庁総長決まらず 今、本庁で何が起っているのか？

現在、神社本庁（以下本庁）では総長が決まらない状況となっている。何故こんな事態が起っているのか。

それは平成二十七年に本庁が所有する百合丘職舎（川崎市）の売却問題に端を発する。この売却に於いて不審感を抱いた本庁の部長が役員二名に告発文を手交し、その内部事情を評議員が知ることとなった。本庁は二人の部長に対し職務違反があったとして、解雇及び降格処分としたため、二人の部長は本庁を相手取り地位確認の訴訟を起こし、本年四月最高裁判決で本庁の主張が棄却され全面敗訴となり、二人は元の職に戻された。四年半に亘り裁判が長期化する中、評議員会では再三和解の提案が為されたが、本庁は聞き入れることもなく裁判を続けたため、神社界に混乱と分断をもたらすこととなった。

令和四年五月の評議員会に於いて、冒頭鷹司総理様が全会一致で推挙された。また新理事（予定者）も選任されたことを受け、同日開催された役員会に於いて、総理様は現在の状況を憂いて本庁を刷新すべく、神社

本庁役員その他の機関に関する規程第七条及び庁規第十二条の「総長は、役員会の議を経て、理事のうちから

意見を聞いて、理事のうちから総理が指名する。」に基づき総長に旭川神社宮司（北海道）芦原高穂氏を、副総長に龍門神社宮司（福岡県）西高辻信良氏をそれぞれ指名した。しかし事務局が「議を経て」とは役員会の議決が必要との考えを主張したため、総理様は「確認を行う」として、総長・副総長は決まらず閉会となった。

総理様は後日最高裁判所判事経験者を含む複数の弁護士から話を聞き、「議を経て」とは「審議を経て」であり過半数の決議は必要ないとの結論に至ったため、新総長指名書を作成し、本庁に手交した。しかし本庁事務局は決議がなかったとして指名書を無効扱いとし、手続も取らなかつたため、芦原氏は代表役員登記の申請を行った。

この行為に対し、本庁は旭川地裁に「芦原氏が本庁の代表役員の地位にないこと」の地位保全仮処分申立

を行い、七月八日仮処分が認められた。そこで芦原氏は八月五日東京地裁に「代表役員の地位確認請求」訴訟を提起し、十二月に結審となる予定である。

十月十三日本庁評議員会が開催され、総理様は冒頭の挨拶の中で、改めて総長に芦原高穂氏を指名するとし、理解を求めた。以上が現在までの経緯である。総理様は神社本庁の代表であり、総長は総理様の命を受けて庁務を総管する立場であり、役員会は総理様が招集することになっている。

また、宗教法人法では代表役員は役員の一選となっているが、庁規も神社規則も別段の定めを設けており、庁規では「役員会の議を経て総理が指名する」、神社規則では「宮司を以て充てる」としている。昭和二十七年制定の庁規の条項の解釈を巡っての騒動に、今更という思いと、庁規の解釈を司法による判断に頼らざるを得ない現状を鑑みたとき、神社界の良き伝統や風習が瓦解する恐れがある。庁規の解釈は司法ではなく、最高議決機関である評議員会に於いて決すべき問題であろうが、現在の役員は評議員会に諮らうとはしない。

評議員会で満場一致で推挙された総理様が、本庁の将来に強い危機感を持ち、現在の庁務のあり方を見直し、「透明性」と「公平性」が確保された正常な庁務運営に立ち返ることを期待して、芦原氏を総長に指名したことは重い決断であったと思われる。その総理様の思いを体得して総理様を支えるのが役員の務めである筈である。

役員会では田中氏を新総長として推す理事の方が多いようであるが、多数決の論理で総理様が自ら作成した総長指名書を無効とした。また多数決により決め、強引に指名いただくことは総理様が危惧する透明性や公平性の担保にはならない。

神社に於いては各種の承認申請書を本庁に提出する際には責任役員全員の賛成を求められるが、神社を包括し指導する立場の本庁に於いて多数決で事案が執り進められることは整合性に欠けていると言わざるを得ない。本庁広報紙の『若木』や『神社新報』等でこの問題が報じられているが、神社界全体で推挙した総理様を中心にもう一度神社界が一丸となり、明き浄き誠の心を持った神社本庁となることを願うばかりである。